

■8月10日政府統一見解の説明

近日出版予定の以下の自著より抜粋

「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり～専守防衛の力と安保法制「違憲」の証明～」

【追記】 8月3日の参議院平和安全法制特別委員会において、私は質疑に立ち、「昭和47年政府見解の読み替え」問題について、以下の極めて重要な追及を行っています。
(関連資料を小西HPに掲載)

- (1) 昭和47年政府見解の作成契機となった同年9月14日参議院決算委員会の吉國長官答弁の中に、限定的な集団的自衛権行使の法理を含む憲法9条解釈の「基本的な論理」(7.1閣議決定)が存在すると横畠長官に答弁させた上で、その「基本的な論理」が具体的に書かれている国会議事録の箇所とその説明文書を特別委員会に提出するよう要求した(理事会協議事項)。これは、限定的な集団的自衛権行使の存在を「議事録の該当箇所という物証」で証明する義務を政府に負わせたものであり、以下の(2)、(3)を含め、今後、特別委員会理事会に提出される内閣法制局の文書(直ちに小西HPにて公表します)を日本社会で批判することで安保法制を阻止することができる。
- (2) 昭和47年9月14日吉國長官答弁「他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ」に示された「同盟国等に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底から覆ることはなく、自衛の措置は一切不可能」との法理に対し、なぜ、その吉國長官が作成した昭和47年政府見解から安倍内閣が「限定的な集団的自衛権行使」を法理として読み取ることができるのかの論理的な説明文書を特別委員会に提出するよう要求した(理事会協議事項)。(第一章のご説明参照)
- (3) 昭和47年政府見解の作成当時(9月14日審議を含む)の吉國長官等は「同盟国等に対する外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底から覆ることはない」という事実認識であった(横畠長官答弁)にも関わらず、「その文言からすると、国際関係における武力の行使を一切禁じているように見える」(7.1閣議決定等)という憲法9条の文理としての解釈を乗り越えて、なぜ、同政府見解の作成に当たり限定的な集団的自衛権行使という新たな武力行使を法理として認めることができたのかについての説明文書を特別委員会に提出するよう要求した(理事会協議事項)。(第三章の「立法事実」のご説明参照)

昭和47年9月14日の吉国内閣法制局長官の答弁中で限定的な集団的自衛権が論理として示されている箇所及びその論理的説明について

平成27年8月10日
内閣法制局

1 御指摘の昭和47年9月14日の参議院決算委員会においては、吉国内閣法制局長官（当時）から、「憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常に苦しみにおちいるということを放置するということまで憲法が命じておるものではない。第十二条〔注：第十三条〕からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます」（会議録11ページ2段目から3段目）、「憲法前文なり、憲法第十二条〔注：第十三条〕の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないということまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております」（同12ページ1段目）、「侵略が現実に入った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、

自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます」（同12ページ3段目）、「わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする」（同12ページ4段目から13ページ1段目）、「わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だ」（同13ページ3段目）及び「わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方」（同14ページ3段目）と答弁している。

2 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」（以下「昭和47年の政府見解」という。）は、1において述べた答弁を含む同年9月14日の参議院決算委員会における多岐にわたる議論を論理的に整理して取りまとめたものである。この昭和47年の政府見解においては、

(1) まず、「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうい解されない。」としている。

(2) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不

正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、憲法第9条の下においても、このような場合に限り、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理（理由・根拠）を示している。

(3) その上で、(1)及び(2)の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」という見解が述べられている。

1において述べた答弁は、この(1)及び(2)の基本的な論理と(3)の結論とを区分することなく一体として述べているものであり、昭和47年の政府見解において論理的に整理された(1)及び(2)の基本的な論理を含んでいるものである。

3 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示した「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を

認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものであり、新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理の枠内のものであって、2において述べたとおり、1において述べた答弁は、この基本的な論理を含んでいるものである。

日本とは別の他国が侵略されている状況では「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底から覆されることはないとする吉国内閣法制局長官の答弁及びそれに基づき作成された昭和47年政府見解において、なぜ、限定的な集団的自衛権が認められるかについて

平成27年8月10日
内閣法制局

1 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」（以下「昭和47年の政府見解」という。）においては、

(1) まず、「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されない。」としている。

(2) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、憲法第9条の下においても、このような場合に限り、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理（理由

・根拠）を示している。

(3) その上で、(1)及び(2)の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」という見解が述べられている。

2 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示した「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものであり、新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理の枠内のものである。

憲法9条の文言は、全ての實力の行使が禁止されているかのように見えるという文理解としての解釈のもとで、なぜ吉國長官等昭和47年政府見解の作成者は、我が国に対する武力攻撃が発生していない局面では日本国民の生命等が根底から覆されることはないという事実認識によって、限定的な集団的自衛権行使を可能とする法理を作ることができるのかについての論理的な説明について

平成27年8月10日
内閣法制局

1 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」（以下「昭和47年の政府見解」という。）においては、

(1) まず、「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうしてい解されない。」としている。

(2) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものであ

る。」として、憲法第9条の下においても、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理（理由・根拠）を示している。

(3) その上で、(1)及び(2)の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」という見解が述べられている。

この(1)及び(2)の基本的な論理は、その文言からすると国際関係において一切の實力の行使を禁じているかのように見える憲法第9条の下でも、なぜ例外的に自衛のための武力の行使が許されるのかという理由・根拠を述べたものである。

2 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とす

る武力の行使を認めるにとどまるものであり、新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理の枠内のものである。